

## 品川区子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 25 年 7 月 31 日区長決定 要綱第 125 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、品川区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (公開の原則)

第 2 条 会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合には、非公開とすることができる。

## (傍聴人)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（第 1 号様式）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、会議当日先着順に一人につき一枚交付する。

3 傍聴券の交付を受けたものは、傍聴券に住所および氏名を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けたものは、会議を開催する会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。

## (傍聴人の定員)

第 4 条 傍聴人の定員は、10 人とする。ただし、会議の運営上、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

## (傍聴できない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を開催する会議室に入ることができない。

(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

(2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または、携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

## (傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、かつ、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議の審議における言動に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。  
(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議において撮影、録音等を行ってはならない。

(違反者に対する処置)

第8条 傍聴人が前2条に規定する事項に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議録)

第9条 会議の会議録は、その要旨を作成し、区ホームページに掲載し公開する。ただし、発言者の氏名は公開しない。

(資料)

第10条 会議において配付した資料については、区ホームページに掲載し公開する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が決定する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

品川区子ども・子育て会議  
傍聴券

年月日 \_\_\_\_\_

会 場 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴するときは静粛し、かつ、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の審議における言動に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、会議において撮影、録音等を行ってはならない。

※ この券は当日限り有効です。

※ 傍聴券は退室（傍聴終了時）される際に回収いたします。